

高田浄水場再整備事業

事業者選定基準

【変更版】

令和3年9月

小田原市上下水道局

【事業者選定基準】

目 次

1	事業者選定基準の位置づけ	1
2	事業者選定の概要	1
1)	事業者選定の方式	1
2)	事業者選定の方法	1
3)	事業者選定の体制	1
3	優先交渉権者決定の手順	2
4	応募資格の審査	3
1)	応募資格の審査	3
ア)	応募資格審査書類の審査	3
イ)	応募資格要件の審査	3
2)	応募資格審査結果の通知	3
5	提案審査	4
1)	提案書類の確認	4
2)	提案内容の審査	4
ア)	提案価格審査	4
イ)	基礎審査	4
ウ)	提案価格審査及び基礎審査の結果の通知	4
エ)	提案内容の審査	4
オ)	技術評価審査	5
3)	得点化方法	10
ア)	技術評価点の得点化方法	10
イ)	価格評価点の得点化方法	11
4)	技術評価点の下限値	12
5)	総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定	12
ア)	総合評価点の算定	12
イ)	最優秀提案者等の選定	12
6)	優先交渉権者の決定	12
7)	審査結果の通知及び公表	12

1 事業者選定基準の位置づけ

高田浄水場再整備事業事業者選定基準（以下「選定基準」という。）は、小田原上下市水道局（以下、「本市」という。）が高田浄水場再整備事業（以下、「本事業」という。）をDBO（Design Build Operate）方式により実施するにあたって、民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定にあたり、事業者を選定する方法及び基準を示すものである。

2 事業者選定の概要

1) 事業者選定の方式

本事業を実施する事業者には、本事業の対象施設の設計、建設並びに運転維持管理に関する技術やノウハウが求められることから、事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、提案価格のほかに、技術的な提案内容を総合的に評価する。

2) 事業者選定の方法

事業者の選定は、応募資格審査及び提案内容の審査により行う。

応募資格審査は、応募者の応募資格について審査を行う。

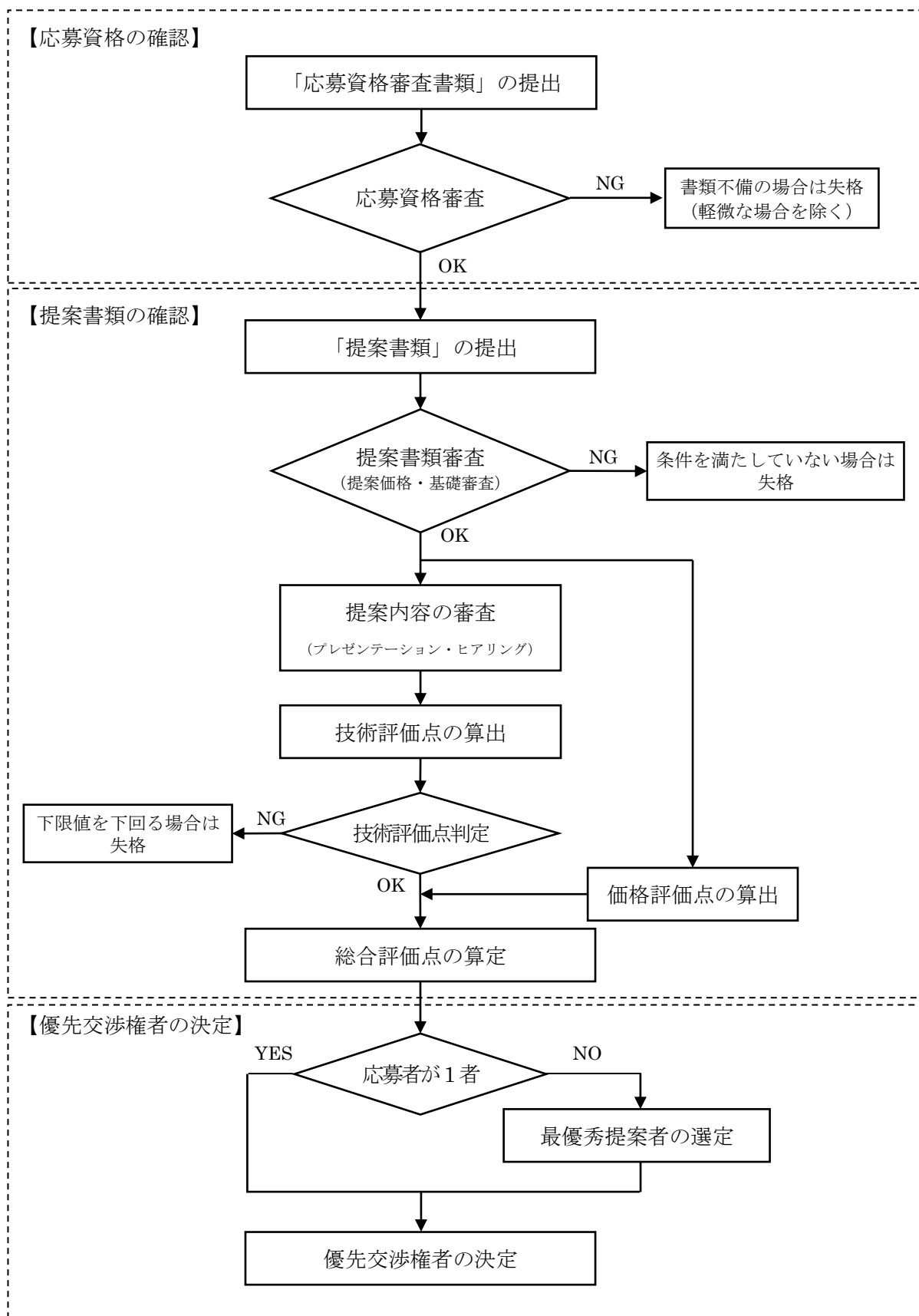
提案内容の審査は、提案価格のほか、要求水準との適合性及び設計、建設及び運転維持管理の妥当性、確実性及び有効性等の審査を行う。

3) 事業者選定の体制

提案内容の審査にあたっては、本市が基礎審査及び提案価格の審査を行ったうえで、本市が設置した高田浄水場再整備事業推進委員会（以下、「推進委員会」という。）において、公平性及び透明性を確保し、最優秀提案者及び最優秀提案者の次に優秀な提案者（以下、「優秀提案者」という。）の選定を行い、本市は、推進委員会の選定結果を踏まえ、本事業における優先交渉権者を決定する。

3 優先交渉権者決定の手順

優先交渉権者決定までの手順は、次に示すとおりである。



4 応募資格の審査

1) 応募資格の審査

ア) 応募資格審査書類の審査

本市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

イ) 応募資格要件の審査

本市は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

表 4-1 応募資格要件の審査内容

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要項「第4章4. 1～4. 7」の各項目

2) 応募資格審査結果の通知

本市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

5 提案審査

1) 提案書類の確認

本市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。

ただし、軽微な書類不備等の場合は、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

2) 提案内容の審査

ア) 提案価格審査

本市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、提案価格が低入札価格調査の調査基準価格を下回った応募者には、低入札価格調査を実施する。

なお、提案価格審査は推進委員会における審査の対象外とし、推進委員会には技術評価審査の終了まで、応募者の提案価格を開示しない。

イ) 基礎審査

本市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。基礎審査では、提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は推進委員会へ報告し、承認を得たうえで失格とする。

ウ) 提案価格審査及び基礎審査の結果の通知

本市は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーション及びヒアリングの日程を応募者に伝える。

エ) 提案内容の審査

提案価格の審査及び基礎審査後、推進委員会は、その応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対しヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリングの概要は以下のとおりとし、詳細は応募者の代表企業へ通知する。

① 実施時期

令和4年3月

② 実施場所

小田原市上下水道局

③ 実施方法

応募者のプレゼンテーションによる説明後、推進委員から応募者へのヒアリングを実施する。プレゼンテーションは推進委員が応募者の説明内容を把握しやすいように、Microsoft Office PowerPoint等のプレゼンテーションソフトを使用すること。

④ その他

プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。プレゼンテーションは提案書類に記載した内容に限るものとし、追加資料の配布は認めない(プレゼンテーション内容の印刷物の配布は認める)。

オ) 技術評価審査

技術の評価においては、応募者が提出した提案内容に対して審査項目及び配点に基づき得点化（以下、「技術評価点」という。）を実施する。

審査項目及び配点は、次のとおりとする。

表 5-1 審査項目及び配点

評価項目(大項目/中項目/小項目)	配点	評価項目	評価の視点	様式番号
1. 技術評価点	400			
1-1 事業全体に関する事項	60			
(1) 基本方針に関する提案	6	6 ① 提案コンセプト	・本事業の目的を理解し、また特殊性に留意した提案を評価する。	様式 V-1-1
(2) 事業計画に関する提案	18	6 ① 事業の実施体制	・事業の実施体制について具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・事業者の構成企業の役割分担が明確で適切かを評価する。 ・設計建設業務の統括責任者による事業遂行全般に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	様式 V-1-2
		6 ② 設計建設業務の工程計画	・調査設計及び建設工事の工程計画について、実現性や工夫点、工期短縮への取り組みを評価する。	
		4 ③ 事業実施の確実性	・事業計画及び経営の安定性(資金不足の場合の対応等)に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・SPC出資者の事業への関与が維持される仕組みに関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	
		2 ④ 事業全体のリスク管理	・事業を確実に履行するための方法(リスクの把握及び分担、リスク対応策、契約保証及び関係法令対応等)について、具体的かつ効果的な提案を評価する。	
(3) 業務実施体制に関する提案	8	2 ① 調査設計業務の体制	・調査設計業務に従事する責任者等の資格及び実績を評価する。	様式 V-1-3
		4 ② 建設工事業務の体制	・建設工事業務に従事する監理技術者の実績を評価する。	
		2 ③ 運転維持管理業務の体制	・運転維持管理業務に従事する責任者等の資格及び実績を評価する。	
(4) セルフモニタリングに関する提案	10	5 ① 設計建設期間中のセルフモニタリング	・設計品質を確保するためのセルフモニタリング及び照査等に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・施工品質及び安全性の確保、設計図書どおりに施工が実施されているかの確認のためのセルフモニタリング(建築基準法上の工事監理を含む)に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	様式 V-1-4
		5 ② 運転維持管理期間中のセルフモニタリング	・運転維持管理の品質確保、要求水準等に対する履行確認のためのセルフモニタリングに関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	
(5) 環境配慮に関する提案	12	8 ① 設計建設における環境対策	・設計及び建設における環境配慮に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	様式 V-1-5
		4 ② 運転維持管理における環境対策	・運転維持管理における環境配慮に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	
(6) 本市水道事業に資する提案	6	2 ① 未利用地の活用に関する提案	・施設再配置後の未利用地の活用に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	様式 V-1-6
		2 ② 水需要の増加への対応に関する提案	・将来的に水需要が増加に転じた場合を想定し、本事業で対応可能な具体的かつ効果的な提案を評価する。	
		2 ③ 事業者によるその他提案	・他の評価項目で評価の対象とならない具体的かつ効果的な提案を評価する。	
1-2 設計建設業務に関する事項	150			
(1) 浄水・排水処理に関する提案	24	16 ① 浄水処理フロー及び施設整備内容	・原水水質に対して適切な処理方式(膜ろ過・前処理・後処理)が提案され、それらの方式・施設規模・能力に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・平常時の原水水質及び水量変動への対応の考え方に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・非常時(1,000度超の高濁度時、水質事故時等)における浄水水質・水量の確保に関して、具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・新1号沈でん池の活用方法に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・水位高低計画に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	様式 V-2-1
		8 ② 排水処理フロー及び施設整備内容	・排水処理施設の方式・施設規模・能力に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・高濁度時対応に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・水位高低計画に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	
(2) 調査業務に関する提案	8	2 ① 地質調査計画	・地質調査を予定している地点、実施内容とその理由についての具体的な提案を評価する。	様式 V-2-2
		2 ② 測量調査計画	・測量調査を予定している地点、実施内容とその理由についての具体的な提案を評価する。	
		2 ③ 埋設物調査計画	・埋設物調査を予定している地点、実施内容とその理由についての具体的なかつ効果的な提案を評価する。	
		2 ④ その他調査計画	・その他必要な調査の実施内容とその理由についての具体的なかつ効果的な提案を評価する。	

評価項目(大項目/中項目/小項目)	配点	評価項目	評価の視点	様式番号
(3) 土木・建築施設に関する提案	24	12 ① 土木施設計画	<ul style="list-style-type: none"> 土木施設計画(構造形式、基礎形式、場内配管、場内整備等)について、具体的かつ効果的な提案を評価する。 全体配置計画について、運転維持管理性、見学動線の工夫、跡地利用スペース確保及び将来更新対応等に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 災害対策(耐震、浸水、降灰等)に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ライフサイクルコスト低減に配慮した耐久性の確保に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 維持管理性(保守点検、安全性)の確保に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 	様式 V-2-3
		8 ② 建築施設計画	<ul style="list-style-type: none"> 建築施設計画(構造形式、基礎形式、室配置計画等)について、具体的かつ効果的な提案を評価する。 災害対策(耐震、浸水等)に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ライフサイクルコスト低減に配慮した耐久性の確保に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 維持管理性(保守点検、安全性)の確保に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 周辺環境や本市特性に配慮した意匠、外觀計画に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 	
		4 ③ 建築設備計画	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性及び耐久性確保等に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 省エネ対策、騒音及び雷対策に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 修繕、更新時対応に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 	
(4) 機械設備に関する提案	32	16 ① 浄水・排水処理設備	<ul style="list-style-type: none"> 膜ろ過施設及び前処理・後処理施設の構成及び仕様等に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 膜の薬品洗浄設備(洗浄方式、使用薬品)に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 通常時の維持管理(薬品洗浄、膜交換等)に対する浄水量の確保策等に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 膜の洗浄計画(物理洗浄、薬品洗浄等)に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 膜損傷時等の安全対策、対処方法に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 既設脱水機の仕様・能力等を踏まえた排水処理設備に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 	様式 V-2-4
		4 ② 薬品注入設備	<ul style="list-style-type: none"> 適切な薬品の選定と確実な注入に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 	
		8 ③ 送水ポンプ設備	<ul style="list-style-type: none"> 送水先や取水制限・停止を配慮した機器仕様等に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 	
		4 ④ 設備共通計画	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性及び耐久性確保等に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 維持管理性等に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 修繕、更新時対応(ダウンサイジング含む)に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 	
(5) 電気計装設備に関する提案	22	7 ① 電気設備	<ul style="list-style-type: none"> 受電及び自家発電施設の信頼性及び保守性に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 自家発電設備の燃料タンクの将来増設地に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 	様式 V-2-5
		4 ② 計装設備	<ul style="list-style-type: none"> 計装設備の構成、仕様及び設置位置に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 	
		7 ③ 監視制御設備	<ul style="list-style-type: none"> 運転監視・操作の容易性確保、バックアップシステム等に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 水道システムの見える化に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 既設設備から更新設備への切替に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 	
		4 ④ 設備共通計画	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性及び耐久性確保、雷対策等に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 維持管理性等に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 修繕、更新時対応(ダウンサイジング含む)に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 	
(6) 建設工事に関する提案	40	12 ① 施工計画	<ul style="list-style-type: none"> 施工手順に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 土木・建築・機械・電気の各工事における品質管理に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 工事期間中の既存浄水施設の安定的な運転の確保に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 安全面・環境面に配慮した施工方法、仮設工法に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 既存施設の撤去に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 各施設の水張試験及び各種試験、施設全体の総合試運転に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 総合試運転時における原水の確保及び排水の方法に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 試運転工程計画の実現性や工夫点を評価する。 	様式 V-2-6
		8 ② 試運転計画	<ul style="list-style-type: none"> 試運転工程計画の実現性や工夫点を評価する。 	
		10 ③ 浄水処理切替計画	<ul style="list-style-type: none"> 浄水処理切替計画に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 	
		6 ④ 排水処理切替計画	<ul style="list-style-type: none"> 排水処理切替計画に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 	
		4 ⑤ 受電切替計画	<ul style="list-style-type: none"> 受電切替計画に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 切替工程計画の実現性や工夫点を評価する。 	

評価項目(大項目/中項目/小項目)	配点	評価項目	評価の視点	様式番号
1-3 運転維持管理業務に関する事項	150			
(1) 運転管理業務に関する提案	28	4 ① 既設の高田浄水場 16 ② 再整備後の高田浄水場 4 ③ 場外施設 4 ④ 社員教育、技術の向上	・浄水処理・排水処理の各工程の運転、管理体制、監視方法に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・既存の委託業者からの引継ぎに関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・原水水質の変動を考慮した浄水処理の各工程の運転、管理体制、監視方法に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・薬品設備及び排水処理の各工程の運転、管理体制に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・場外施設の運転水位や送水ポンプなど運転管理に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・運転員の資質、能力向上及び技術継承に向けた取組みに関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	様式 V-3-1
(2) 保守点検業務に関する提案	22	4 ① 既設の高田浄水場 14 ② 再整備後の高田浄水場 4 ③ 場外施設	・日常及び定期点検、保守点検に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・再整備後の土木構造物・建築物の日常及び定期点検、保守点検に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・再整備後の機械・電気設備の日常及び定期点検、保守点検に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・日常及び定期点検、保守点検に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	様式 V-3-2
(3) 水質管理業務に関する提案	14	4 ① 既設の高田浄水場 8 ② 再整備後の高田浄水場 2 ③ 場外施設	・浄水処理工程管理に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・法定外検査の実施体制及び内容に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・浄水処理工程管理に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・法定外検査の実施体制及び内容に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・水質検査計画及び水安全計画の作成支援に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・毎日検査の実施体制に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・法定外検査の実施体制に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	様式 V-3-3
(4) 修繕業務に関する提案	14	4 ① 土木・建築の修繕計画 8 ② 機械・電気の修繕計画 2 ③ 場外施設の修繕	・修繕計画は具体的で妥当な提案であるかを評価する。 ・故障等発生時における対応・体制について、具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・修繕計画が具体的で妥当な提案であるかを評価する。 ・設備の長寿命化に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・計画外修繕を活用した予防保全に資する場外施設の修繕方法に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	様式 V-3-4
(5) 膜交換及び膜薬品洗浄業務に関する提案	12	8 ① 膜交換計画 4 ② 膜薬品洗浄計画	・膜交換頻度及び膜の耐久性に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・突発的な損傷等に対する膜交換対応について、具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・膜交換に要する費用に関して評価する。 ・膜洗浄頻度や廃液の量・性状及び方法に関する具体的な提案を評価する。	様式 V-3-5
(6) 各種調達管理業務に関する提案	12	4 ① 薬品調達管理 4 ② 電力調達管理 4 ③ 消耗品、熱水燃料調達管理	・薬品の適切な管理に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・非常時を見越した調達先の選定に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・電力の安定性及び経済性のバランス、エネルギー管理などの調達管理に関する提案について具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・運転維持管理上必要な調達管理に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	様式 V-3-6
(7) 発生土管理及び処分業務に関する提案	6	6 ① 発生土管理	・周辺環境や産業廃棄物であることを考慮した管理及び処分(運搬先や処分方法)に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	様式 V-3-7
(8) 災害、事故及び緊急時対応業務に関する提案	16	4 ① 危機管理マニュアルの作成 8 ② 災害時の体制と対応 4 ③ 事故時の体制と対応	・危機管理マニュアルとその活用に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・災害時の体制と対応に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・機器類等の事故について十分な想定がされているか、またその対策に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	様式 V-3-8
(9) その他業務に関する提案	12	4 ① 見学者対応 4 ② 保安業務 4 ③ 植栽管理及び池等清掃	・見学者動線や説明資料に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・高田浄水場及び場外施設の保安業務に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・高田浄水場及び場外施設の植栽管理、清掃業務及び池等清掃業務の方法や頻度に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	様式 V-3-9
(10) アセットマネジメントに関する提案	5	5 ① アセットマネジメントの運用	・日常の運転・点検・整備結果を活用したアセットマネジメント及び導入する設備台帳システムに関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	様式 V-3-10
(11) 各種計画及びマニュアル等の整備運用に関する提案	5	5 ① 各種計画及びマニュアル等の整備運用	・運転維持管理に必要な各種計画・マニュアル等の整備と運用について、具体的かつ効果的な提案を評価する。	様式 V-3-11
(12) 事業終了時の引継ぎ	4	4 ① 引継ぎ方法	・事業終了に伴う市や次期事業者への引継ぎに関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・事業終了時における性能評価方法及び性能保証に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	様式 V-3-12

評価項目(大項目/中項目/小項目)	配点	評価項目	評価の視点	様式番号
1-4 地域への貢献に関する事項	40			
(1) 地域経済への貢献に関する提案	30	28 ① 地域経済への貢献	・設計建設及び運転維持管理における地域経済への貢献度(分担額)の高さを評価する。	様式V-4-1
		2 ② 地元企業の参画数(構成企業・協力企業)	・地元企業の構成企業としての参画数に応じて評価する。 ・地元企業の協力企業としての参画数に応じて評価する。	
(2) 地域活動・地域社会への貢献に関する提案	10	10 ① 地域活動・地域社会への貢献	・地元企業で構成する官公需適格組合の構成企業としての参画有無を評価する。 ・本市防災訓練への参加実績がある地元企業の構成企業として参画有無を評価する。 ・応募者を構成する地元企業の災害対応実績の件数に応じて評価する。 ・地元人材の雇用育成に関する取組を評価する。 ・女性活躍・障がい者雇用の取組状況を評価する。	様式V-4-2
2. 価格評価点	100			
2-1 費用に関する評価	100	① 提案価格	提案価格を点数化して評価する。	
3. 総合評価点(1+2)	500			

3) 得点化方法

ア) 技術評価点の得点化方法

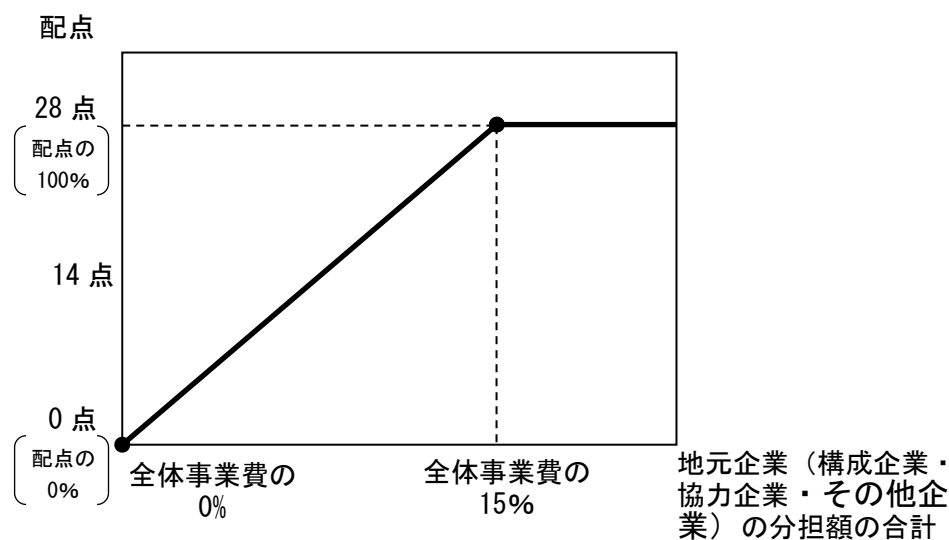
技術評価点は、評価項目ごとに以下のとおり4段階の評価を行い、得点化する。技術評価は各推進委員別に行う。各応募者の技術評価点は、各推進委員が得点化した点数を平均して算出する。

なお、技術評価点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

評価	評価基準	得点化方法
A	要求水準を超える具体的な極めて優れた提案がある	配点×1.00
B	要求水準を超える具体的な優れた提案がある	配点×0.70
C	要求水準を超える具体的なやや優れた提案がある	配点×0.30
D	要求水準を満たすが、特に提案がない	配点×0.00

技術評価点の地域への貢献に関する提案のうち、「地域経済への貢献」の評価は、次の方法により得点化する。

地元企業（構成企業、協力企業およびその他企業）の分担額の合計が、全体事業費（設計建設業務及び運転維持管理業務の合計）の15%に相当する提案を28点（配点の100%）、0%に相当する提案を0点（配点の0%）として、それらの中間の分担額については直線補間により評価する。



なお、「評価項目1-4（1）地域経済への貢献に関する提案」及び「評価項目1-4（2）地域活動・地域社会への貢献に関する提案」のうち地元人材の雇用育成に関する提案について、受注者の責に帰すべき事由により、事業者提案が未達となった場合、下記の算定式により算定した金額を事業者から徴収する。

ただし、この場合においても、構成企業である地元企業が担う業務として定める設計建設業務の請負代金額の10%を下回ることは出来ない。

<p>事業者から徴収する金額 = 本事業の契約金額 × 当該項目の未達成による減点 / 事業者が得た総合評価点</p>
--

このうち、本事業の契約金額は、設計建設業務請負代金額及び運転維持管理業務契約金額の合計とする。また、当該項目の未達成による減点は、評価項目ごとに下記の算定式により算定する。

<p>① 評価項目1・4（1）地域経済への貢献に関する提案のうち、「①地域経済への貢献」に関する提案の減点算定式</p>
<p>当該項目の未達成による減点 = 当該項目の事業者評価点 × (1 - 地元企業への分担実績金額 / 地元企業への分担提案金額)</p>
<p>② 評価項目1・4（1）地域経済への貢献に関する提案のうち、「②地元企業の参画数（構成企業）」、「③地元企業の参画数（協力企業）」に関する提案の減点算定式</p>
<p>当該項目の未達成による減点 = 当該項目の事業者評価点 × (1 - 地元企業の実績参画数 / 地元企業の提案参画数) ※構成企業、協力企業のそれぞれについて算定</p>
<p>③ 評価項目1・4（2）地域活動・地域社会への貢献に関する提案のうち、「地元人材の雇用育成」に関する提案の減点算定式</p>
<p>当該項目の未達成による減点 = 当該項目の事業者評価点 × (1 - 地元企業の実績採用人数 / 地元企業の提案採用人数)</p>

イ) 価格評価点の得点化方法

価格評価点は、次の方法により得点化する。

なお、価格評価点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

<p>価格評価点 = 配点 (100 点) × (最低提案価格 ÷ 当該応募者の提案価格)</p>

4) 技術評価点の下限值

技術評価点には下限値を設けるものとし、応募者の技術評価点が120点未満(配点400点×30%未満)の場合は当該応募者を失格とする。

5) 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定

ア) 総合評価点の算定

各応募者について、以下の算定式によって総合評価点を算出する。

総合評価点 (500点満点)	=	技術評価点 (400点満点)	+	価格評価点 (100点満点)
-------------------	---	-------------------	---	-------------------

イ) 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

ただし、総合評価点と同点の場合は、技術評価点が高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち「1-1 事業全体に関する事項」が高い提案を最優秀提案として選定する。これらも同点の場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者として選定する。

6) 優先交渉権者の決定

本市は、推進委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

なお、応募者が1者の場合には、その事業者を優先交渉権者に決定する。

7) 審査結果の通知及び公表

本市は、推進委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、本市ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、優先交渉権者を除く、各応募者の代表企業の名称及び構成企業は非公表とする。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に本市に説明を求めることができる。